

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」
開催要綱（案）

1. 背景・目的

我が国における災害は激甚化、頻発化しており、近年でも平成 28 年熊本地震、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和 2 年 7 月熊本豪雨、令和 6 年能登半島地震・豪雨等の自然災害が多く発生し、これらの災害を教訓に対策がなされており、現在も昨年の能登半島地震等を踏まえた対策が順次進められている。

他方、令和 6 年 8 月に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されるなど、近い将来、南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震といった広域大規模災害の発生も懸念されているところ、これまでの取組に加え、このような被災地域が広範囲に渡る場合を想定し、ローカル局の放送等の必要な地域情報を被災者に届けられるよう、①放送を維持するための方策や②停波した場合の代替手段の確保、③被災者の視聴環境の確保等について予め追加的な措置を検討しておくことが必要である。

以上を踏まえ、検討会の下に本検討チームを開催し、今後の広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化について、関係事業者等の協力を得つつ、集中的に検討を行う。

2. 名称

本検討チームは「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」と称する。

3. 検討項目

- （１）広域大規模災害を想定した放送を維持するための方策
- （２）ローカル局の放送が停波した場合の代替手段の確保
- （３）被災者の視聴環境の確保
- （４）その他

4. 構成及び運営

- （１）本検討チームの主査は、検討会座長が指名する。本検討チームの構成員は、主査が指名する。
- （２）主査は、本検討チームを招集し、主宰する。
- （３）主査は、主査代理を指名することができる。
- （４）主査代理は主査を補佐し、主査が不在のときは主査に代わって本検討チームを招集し、主宰する。

- (5) 主査は、必要と認める者を構成員として随時追加することができる。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本検討チームの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5. 議事の取扱い

- (1) 本検討チームの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本検討チームの会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本検討チームの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6. その他

本検討チームの庶務は、情報流通行政局地上放送課、放送技術課、衛星・地域放送課及び同課地域放送推進室が、同局放送政策課の協力を得て行うものとする。

(別紙)

「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」

構成員名簿

(敬称略・主査を除き五十音順)

<構成員>

【有識者】

(主査)	みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
	いとう すすむ 伊東 晋	東京理科大学 名誉教授
	うだ がわ きぬき 宇田川 真之	国立研究開発法人防災科学技術研究所 特別研究員
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	おと よしひろ 音 好宏	上智大学文学部 教授
	すずき よういち 鈴木 陽一	東北文化学園大学工学部長・知能情報システム学科教授
	ながた みき 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク

【自治体】

あずま よしき 東 良樹	高知県総合企画部デジタル政策課長
もりかわ ひろし 森川 博	熊本県益城町危機管理課 課長
よつやなぎ あきと 四 柳 明人	石川県地域デジタル推進課長

【放送関係団体】

日本放送協会
一般社団法人衛星放送協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人日本民間放送連盟